

文書番号	全体 13	社会福祉法人 聖徳園	頁		1/3	
発行日	2019. 4. 1	役員等報酬規程	承認	評議員会 理事会	起案	本部
版	4					

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 聖徳園（以下「当法人」という）定款第9条及び第25条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、原則、報酬を支給しないこととする。
但し、法人及び施設業務のために従事した場合、勤務実績に応じて、支給する。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1及び別表3に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 理事会及び評議員会への出席並びに監査の実施については、別表4に定める額

(非常勤の役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤の役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表3に定める額。
- (2) 理事会及び評議員会並びに監事が監査を実施した場合の報酬については、別表4に定める額。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、給与規程第4条に準じた日とする。
- (2) 賞与については、毎年7月及び12月とする。
2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、預り金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成30年4月1日より施行する。

別表 1 常勤役員等の報酬

(当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。)

役職名	報酬の額
理事長	月額 350,000円
副理事長	月額 300,000円
理事	月額 250,000円

別表 2 常勤役員等の賞与

7月の賞与	報酬月額 × 1.45か月分
12月の賞与	報酬月額 × 2.45か月分

別表 3 非常勤役員等の報酬

(法人及び施設業務のために従事した場合)

理事長	日額 40,000円
理事	日額 25,000円
理事	半日額 12,500円

別表 4 報酬等

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の報酬

理事及び監事並びに評議員	13,000円 (源泉所得税除く)
実費弁償は上記金額に含む。但し、福井県から来阪する役員等には、別途、15,000円を加算する。	

(注) 法人職員兼務者には支給しない。

(2) 監事が、監査を実施した場合の報酬

監事	13,000円 (源泉所得税除く)
実費弁償は上記金額に含む。	